

第6章 保険料算定

第1節 保険料算定

(1) 標準給付費見込み額

本計画期間における介護保険全体での事業量は以下の通りです。

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	4,907,212,164	4,950,315,171	5,203,194,062	15,060,721,397
特定入所者介護サービス費等給付額	296,964,343	299,690,287	301,491,044	898,145,674
高額介護サービス費等給付額	120,137,292	121,240,076	121,968,574	363,345,942
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,094,476	12,205,496	12,278,835	36,578,807
算定対象審査支払手数料	6,494,580	6,554,240	6,593,665	19,642,485
審査支払手数料支払い件数(件)	68,364	68,992	69,407	206,763
標準給付費見込額	5,342,902,855	5,390,005,270	5,645,526,180	16,378,434,305

総給付費

介護給付費と予防給付費を合算した値が、総給付費になります。

特定入所者介護サービス費等給付額

所得が低い要介護者が施設サービス等を利用した場合に係わる食費・居住費の負担を軽くするために支給されます。

高額介護サービス費等給付額

1 か月に受けた介護保険サービスの1割の利用者負担の合計が上限額を超えた場合、その超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

高額医療合算介護サービス費等給付額

1 年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が著しく高額になる場合、医療・介護合算の自己負担限度額(年額)を超えた金額が高額医療合算介護サービス費として支給されます。

算定対象審査支払手数料

市町村と都道府県国保連合会との契約により定められる審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の算定の基準となる単価(95円)に審査支払見込件数を乗じた額です。

標準給付費見込額

総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えたものです。

(2) 地域支援事業費の見込み

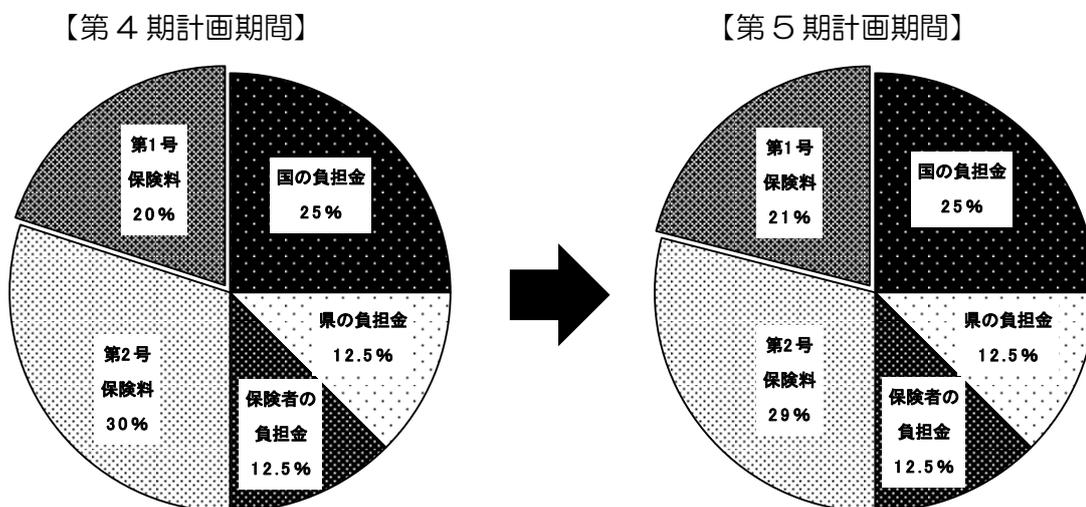
地域支援事業は、要支援・要介護状態になることを予防（介護予防）し、要介護状態等になった場合も住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるように実施するものです。具体的な事業内容については、本計画の第4章に記載しています。

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費の見込み	117,400,982	123,819,374	135,334,380	376,554,736

(3) 介護保険の財源構成

保険料基準額を算定するにあたり、第1号被保険者の負担率が、第5期は21%に改正（第4期は20%）されることとなりました。



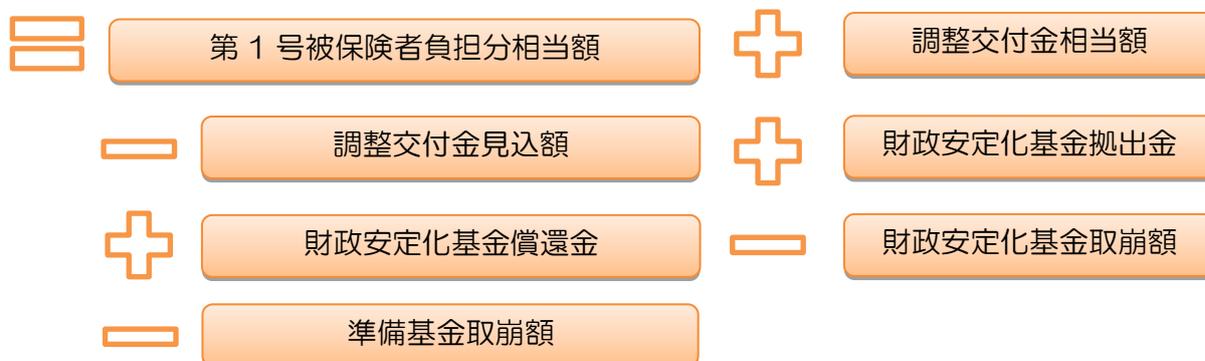
算出した標準給付費見込み額に地域支援事業費を加算し、第1号被保険者の負担率（21%）を乗じ、第1号被保険者負担分相当額を算出しました。

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
第1号被保険者負担分相当額	1,146,663,806	1,157,903,175	1,213,980,718	3,518,547,699

(4) 保険料収納必要額

保険料収納必要額 : 2,507,730,467 円



第1号被保険者負担分相当額

平成24年度から平成26年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第1号被保険者の負担割合21%を乗じた値が第1号被保険者負担相当額となります。

$$\begin{aligned} & \text{第1号被保険者負担分相当額} \\ & = (\text{標準給付費見込額} + \text{地域支援事業費}) \times \text{第1号被保険者負担割合 (21\%)} \\ & = 3,518,547,699 \text{ 円 (平成24~26年度)} \end{aligned}$$

調整交付金相当額と調整交付金見込額

国の負担割合25.0%の内、5.0%は調整交付金での負担となり、みよし広域連合における調整交付金相当額は818,921,715円となります。

調整交付金は各市町村間における財政力の差を調整するためのもので、人口が少なく高齢化率の高い地域や介護保険財政等を考慮し、みよし広域連合においては5.0%を超えて10.97%が交付される見込みです（調整交付金見込額）。

$$\begin{aligned} & \text{調整交付金相当額} \\ & = \text{標準給付費見込額} \times \text{調整交付金割合 (5.0\%)} = 818,921,715 \text{ 円} \\ \\ & \text{調整交付金見込額} \\ & = \text{標準給付費見込額} \times \text{調整交付金見込交付割合 (10.97\%)} \\ & = 1,796,714,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

財政安定化基金拠出金

保険者の財政不足時に資金の交付・貸付を行うため、都道府県が設置する基金への拠出金となり、みよし広域連合では財政安定化基金拠出金はありません。

財政安定化基金償還金

給付費増による財源不足分を補うための無利子借入金です。みよし広域連合では、財政安定化基金償還金はありません。

財政安定化基金取崩額

財政安定化基金とは、第3期計画期間まで国、県、市町村が1/3ずつ拠出していた県の基金の事で、平成24年4月1日に施行（一部公布日施行）される「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」で、基金の取崩しを行い介護保険料の軽減等に活用するとされています。今回徳島県より示されたみよし広域連合への交付見込額が、33,024,947円となっています。

準備基金取崩額

準備基金とは、前年度までの余剰金です。平成23年度末の準備基金残高の見込額は、約98,000,000円となっており、取崩し額を0円と設定しています。

所得段階別加入者数の推計

負担能力に応じた保険料となるよう所得段階を以下の8段階に設定し、人口推計より算出された値を基に平成23年度所得段階別加入者数より按分して算出しています。

段階	対象者
第1段階	生活保護受給者、市町村民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者
第2段階	市町村民税非課税世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の者
第3段階	市町村民税非課税世帯に属する、第2段階以外の者
第4段階	市町村民税課税世帯に属するが、本人は市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の者
	市町村民税課税世帯に属するが、本人は市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える者
第5段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の者
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の者
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が190万円以上300万円未満の者
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上の者

※老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

※公的年金等の収入金額は老齢・退職年金等の課税年金収入額であり、障害年金・遺族年金等の非課税年金収入額は含みません。

※合計所得金額は収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。

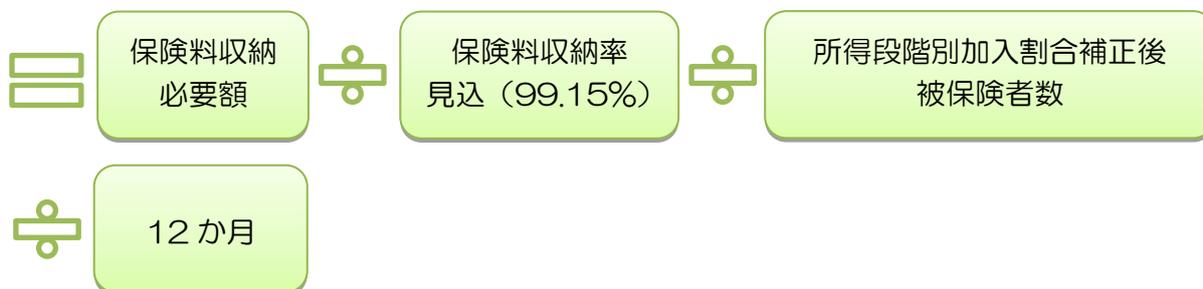
	基準所得金額	所得段階別加入者数			構成比	基準額に対する割合 (平成24年度～平成26年度)
		平成24年度	平成25年度	平成26年度		
第1段階		378人	380人	384人	2.4%	0.50
第2段階		3,976人	3,997人	4,032人	25.3%	0.50
第3段階		3,615人	3,634人	3,665人	23.0%	0.75
第4段階		4,207人	4,229人	4,266人	26.8%	
公的年金等収入+合計所得金額 ≤80万円」見込み数		2,121人	2,132人	2,150人	13.5%	0.85
上記を除く見込み数		2,086人	2,097人	2,116人	13.3%	1.00
第5段階		1,631人	1,639人	1,653人	10.4%	1.25
第6段階	125万円	965人	970人	979人	6.1%	1.35
第7段階	190万円	676人	680人	686人	4.3%	1.55
第8段階	300万円	257人	258人	260人	1.6%	1.65
計		15,705人	15,787人	15,925人	100.0%	

■所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入者数を、各所得段階別の保険料率で補正したものです。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
所得段階別加入割合補正後被保険者数	13,590	13,661	13,781	41,032

第1号被保険者の介護保険料の基準額 : 5,140円(月額)



※10円単位以下、端数処理の為、計算式から算出される金額と一致しない場合があります。

【所得段階別保険料（年額）】

段階	対象者	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、市町村民税非課税世帯に属する 老齢福祉年金受給者	基準額×0.5 ×12ヶ月	30,840円
第2段階	市町村民税非課税世帯に属し、合計所得金額と課 税年金収入額の合計額が80万円以下の者	基準額×0.5 ×12ヶ月	30,840円
第3段階	市町村民税非課税世帯に属する、第2段階以外の 者	基準額× 0.75 ×12ヶ月	46,260円
第4段階	市町村民税課税世帯に属するが、本人は市町村民 税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合 計額が80万円以下の者	基準額× 0.85 ×12ヶ月	52,428円
	市町村民税課税世帯に属するが、本人は市町村民 税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合 計額が80万円を超える者	基準額×1.0 ×12ヶ月	61,680円
第5段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万 円未満の者	基準額× 1.25 ×12ヶ月	77,100円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万 円以上190万円未満の者	基準額× 1.35 ×12ヶ月	83,268円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が190万 円以上300万円未満の者	基準額× 1.55 ×12ヶ月	95,604円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万 円以上の者	基準額× 1.65 ×12ヶ月	101,772円

※10円単位以下、端数処理の為、計算式から算出される金額と一致しない場合が
あります。